Japan Community
Health care Organization

入札管理番号　00031　－　01

入 札 公 告

次のとおり　一般競争入札　に付します。

令和　元　年　8　月　16　日

独立行政法人　地域医療機能推進機構
二本松病院　院長　六角　裕一

◎調達機関番号 903　◎所在地番号 07　◎品目分類番号 26、28及び29

1. 競争入札に付する事項

(1) 件　　名　　ネットワーク設備更新工事及びネットワーク設備保守業務委託契約一式
(2) 内　　容　　仕様書の通り
(3) 場　　所　　福島県二本松市成田町1-553
　　独立行政法人　地域医療機能推進機構　二本松病院
(4) 入札方法　　一般競争入札
(5) 参加書類　　完全提出(タイプB)
(6) そ の 他

2. 競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから一定期間を経過していない者(その者を代理人支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
(ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき
(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき
(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
(エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
(オ) 正当な理由がなくて当機構との契約を履行しなかったとき
(カ) その他、当機構に著しい損害を与えたとき
(キ) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

③ 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則　第5条　を厳守すること
一　契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の厳守　(第32条第1項各号に掲げる者で無いこと)
四　その他当機構が不適当と認めた者

④ 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則　第6条　を厳守すること。これらの参加資格の他、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則に記される事項を厳守すること

（2）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

① 入札前提出書類に虚偽の事実を記載した者

② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

（3）行政機関が定める税制の履行を適切に行っている者

次に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。

一 厚生年金保険・健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）・船員保険・国民年金

二 労働者災害補償保険・雇用保険

三 その他の法人税等、行政機関が定める税に滞納がないこと。

（4）次の要件をすべて満たしている者であること。

① 令和 元 年度 厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格

「役務の提供等」 の参加資格を持ち東北地区の競争参加資格を有する者とし

等級制限を A ～ C までの対象者とする。

② 会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。

③ 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

3. 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書（入札関係書類）の交付場所及び問い合わせ先

〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課 担当：菅原

TEL: 0243-23-1231 FAX: 0243-23-5086

（2）入札説明書（入札関係書類）の交付方法

本公告の日から下記指定日までの土曜日、日曜日及び休日を除く 9 時 から 12 時及び 13 時 から 17 時 まで上記（1）の交付場所にて「機密保持に関する誓約書」及び「令和元年度 厚生労働省一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（写）」と引き換えに交付する。

なお、来所が困難な者については、（1）における場所へのFAX通信にて誓約書の受領を可とする。

また、電子ファイルにて入札説明書の入手を希望する者は同引き換え時にパスワード票の発行を依頼し、解除コードもって当院ホームページにある「調達情報」より入札説明書（詳細資料）の入手が可能である。

入札関係書類交付締切日・受取場所

令和 元 年 9 月 25 日 水曜日 17:00 迄

交付場所 〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課

入札関係書類提出締切日・提出場所

令和 元 年 9 月 26 日 木曜日 11:00 迄

提出場所 〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課

入札書受領期限
令和　元　年　　9　月　　27　日　　金曜日　　16:00　　迄

入札説明会日時
入札説明会は随時受け付けます。施設見学を希望する方は入札公告期間中、随時受付しますのでご予約ください。

(3)入札日時
令和　元　　年　　9　　月　30　　日　　月曜日　　11:00
※当日は複数の入札がある為、時間が掛かる場合があるので余裕をもってご参加ください。

(4)入札場所
福島県二本松市成田町1-553
独立行政法人　地域医療機能推進機構　二本松病院
2F会議室

4. その他
(1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2)入札保証金及び契約保証金　免除
(3)入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、上記3(1)の入札説明書(入札関係書類)に基づき上記2(3)の競争参加資格に関する証明書等を下記期日時間(入札参加申込締切日)までに提出しなければならない。競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類(入札前提出書類)に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、採用しうると判断した証明書等(入札前提出書類)を添付(提出)した入札書のみを落札対象とする。
(4)入札の無効本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
(5)落札者の決定方法　最低価格落札方式
(6)契約書の作成の要否　要
(7)入札に係わる検収の完了期限
令和元年11月29日
(8)手続きにおける交渉の有無　無

5. Summary
(1)Nature and quantity of the products to be purchased:Network replacement of facility renewal construction and Network equipment maintenance operation outsourcing contract,1set
(2)Time-limit for tender:4:00 P.M. September 27,2019
(3)Contact point for the notice:Ryo Sugawara Assistant Secretary,Accounting Division,Japan Community Health Care Organization Nihonmatsu Hospital,1-553Naritamachi,Nihonmatsu-si,Fukusima,964-8501 TEL 0243-23-1231

以上

Japan Community
Health care Organization

入札管理番号　00031-01

機密保持に関する誓約書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人　地域医療機能推進機構
院長　六角　裕一　殿

住　所（所在地）

氏　名（法人名）　　印
（代表者 または 委任者）

電話番号　:(　　)　　－
FAX番号　:(　　)　　－
E-mail　:

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「当社」という。）は、　独立行政法人地域医療機能推進機構　二本松病院　に係る入札管理番号　00031-01　の　ネットワーク設備更新工事及びネットワーク設備保守業務委託契約一式における入札（以下「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報（以下「機密情報」という。）の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

（機密情報の定義）
第1条　本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
（1）開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
（2）開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
（3）守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
（4）当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
（5）貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

（機密情報の取扱い期間）
第2条　本誓約書の有効期間は、貴機構（平成26年4月1日からは（独）地域医療機能推進機構）が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）
第3条　貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。
2　当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

（機密情報の取扱い）
第4条　当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
2　当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

（機密情報取扱いの例外）
第5条　当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
（1）顧問弁護士、会計監査人
（2）機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
（3）裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
（4）法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

（善管注意義務）
第6条　当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

（利害関係人との接触の禁止）
第7条　当社は、貴機構の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

（機密情報の返還）
第8条　当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

（損害賠償）
第9条　貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

（準拠法及び管轄裁判所）
第10条　本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。
2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴機構より指定された地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上